

亀山市青少年総合支援センター規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月25日

亀山市教育委員会教育長

亀山市教育委員会規則第6号

亀山市青少年総合支援センター規則等の一部を改正する規則

(別紙)

亀山市教育委員会規則第6号

亀山市青少年総合支援センター規則等の一部を改正する規則

(亀山市青少年総合支援センター規則の一部改正)

第1条 亀山市青少年総合支援センター規則(平成17年亀山市教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正部分」という。)及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| (支援員) 第4条 [略] 2 支援員は、センターの業務計画に基づき、 <u>青少年の自立支援に関する支援機関等との連絡調整業務</u> に従事するものとする。 3 支援員は、 <u>地域福祉課の職員及び亀山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u> が必要と認める者のうちから <u>教育委員会</u> が委嘱し又は任命する。 [4及び5略] | (支援員) 第4条 [略] 2 支援員は、センターの業務計画に基づき、 <u>相談業務</u> に従事するものとする。 3 支援員は、 <u>亀山市社会福祉法人社会福祉協議会及び地域福祉課の職員のうちから亀山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u> が委嘱し又は任命する。 [4及び5略] |
| 備考 表中の [] の記載は注記である。 | |

(亀山市青少年総合支援センター規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 亀山市青少年総合支援センター規則の一部を改正する規則（令和6年亀山市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

亀山市青少年総合支援センター規則の一部を改正する規則第2条の表の改正前欄中第6条の見出しを「（補導委員証の交付）」に、「第6条 [略]」を「第6条 補導委員には、その身分を証明するため、補導委員証を交付する。」に改め、同表の改正後欄中第5条の見出しを削り、「第5条 [略]」を「[条を削る。]」に、「第6条」を「第5条」に改める。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。